

サステナビリティ関連情報と財務諸表の コネクティビティについて

—包括的な会計基準による対応の問題点—

福澤 恵 二

要 旨

気候変動をはじめとするサステナビリティ関連の情報開示について ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）による基準開発が進展する中、サステナビリティ関連情報と財務諸表のコネクティビティ（つながり）への関心が高まっている。前提とされているデータや仮定の整合性といったコネクティビティに関する懸念に対して、会計基準の設定主体である IASB（国際会計基準審議会）は主に財務諸表における開示面での対応に焦点を当てた公開草案を2024年7月に公表した。

しかし、提案された包括的な会計基準による対応には重要性の判断の難しさや実務との乖離の問題があるほか、サステナビリティ関連情報と財務諸表の目的の違いに起因する限界もある。一方、ISSBによって近年開発されたサステナビリティ関連情報の開示基準（全般的要求事項を定めた IFRS S1）にはコネクティビティの問題を明示的に念頭においた複数の要求事項が枠組みとして用意されている。

コネクティビティの問題への対応としては、気候変動などテーマ毎に開発されるサステナビリティ関連の個別の開示基準において、共通の情報ニーズを踏まえた具体的な開示項目を定めることが効率的かつ効果的である。また、問題の背景に企業が公表する中長期的な計画や目標の実現可能性に対する根本的な疑問があるとすれば、そうした疑問に対しても適切な対応を検討すべきである。

キーワード：サステナビリティ，コネクティビティ，重要性，IASB，ISSB

目 次

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| 1. はじめに | 3. コネクティビティに関する IASB のプロジェクト |
| 2. サステナビリティ開示基準の開発とコネクティビティ | 3.1 公開草案の概要 |
| 2.1 ISSB による開示基準の開発 | 3.2 公開草案のアプローチ |
| 2.2 コネクティビティの定義 | 4. 公開草案のアプローチの問題点 |

- 4.1 重要性の判断

4.2 基準と実務の乖離

4.3 目的の違い
5. サステナビリティ開示基準（IFRS S）のコネクティビティへの対応
6. 今後の方向性

6.1 コネクティビティの問題への対応

6.2 コネクティビティの問題を超えて
7. おわりに

1. はじめに

気候変動をはじめとするサステナビリティ関連の情報開示について ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）による基準開発が進展する中、サステナビリティ関連情報と財務諸表のコネクティビティ（connectivity：つながり）への関心が高まっている。例えば、電気自動車のような温室効果ガス（GHG）の排出を抑えた製品の生産・販売比率の大幅な引き上げ計画を公表しているメーカーに対して「既存の生産設備の価値は下がっていないのか（資産に減損損失は生じていないのか）」といった疑問が寄せられることがあるが、こうした疑問はサステナビリティ関連情報の開示対象が広がるにつれて今後さらに大きくなる可能性がある。

本稿では、財務諸表作成のベースとなる会計基準の設定主体である IASB（国際会計基準審議会）が2024年7月に公表した公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性

（設例案）」を主な題材として、コネクティビティを巡る課題と今後の方向性について考察する。

2. サステナビリティ開示基準の開発とコネクティビティ

2.1 ISSB による開示基準の開発

サステナビリティ関連情報の開示については、IIRC（国際統合報告評議会）、SASB（サステナビリティ会計基準審議会）など多くの団体がそれぞれの立場から基準やフレームワークを作成し、企業に対して情報開示を求めてきた経緯があり、多数の基準等が併存する状況は「アルファベットスープ」とも呼ばれていた。そうした状況下、監督当局や市場関係者からの支持、要請を受けるかたちで、国際的なベースラインとなり得る基準開発の役割を担う ISSB が IFRS 財団のもとに2021年に設立された。この結果、IFRS 財団のもとで、IASB が国際的な会計基準を作成し、ISSB がサステナビリティ

図表1 IASB と ISSB による基準開発



(出所) IFRS 財団「Our governance structure」(<https://www.ifrs.org/about-us/our-structure/>) を一部修正のうえ筆者作成

関連の国際的な開示基準を作成するという体制が構築された（図表1）¹。

その後、ISSBは既存の基準やフレームワークを活用しながら基準開発を進め、2023年6月にIFRS S1「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」とIFRS S2「気候関連開示」という2つの開示基準を公表した。IFRS S1は、特定のテーマを定めない、サステナビリティ情報の開示に関する全般的な要求事項を定めた基準であり、企業のキャッシュ・フロー、資金調達へのアクセスまたは資本コストに影響を与えると合理的に見込み得る「サステナビリティ関連のリスクおよび機会」に関する情報の開示を要求している。また、IFRS S1は必ず開示すべきコア・コンテンツとして「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標および目標」の4つを定めている。例えば「戦略」では、サステナビリティ関連のリスクおよび機会が「当期の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローに与えた影響」と「将来予想される影響」についての情報開示が求められている。一般にサステナビリティ関連情報には財務諸表よりも定性的な情報や将来の情報が含まれやすいと言われている。

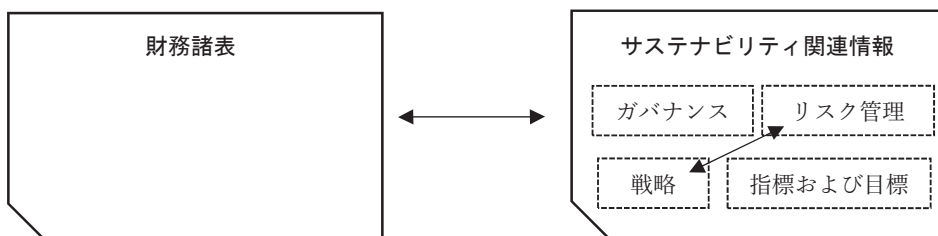
一方、IFRS S2は気候関連に焦点を当てた開示基準であり、気候関連についてコア・コンテンツとして開示すべき事項をより具体的に定めている。なお、ISSBはその他のテーマ（例えば生物多様性や人的資本）についてリサーチを実施しており、今後、必要に応じてIFRS S2のようなテーマ別の基準を拡充していくものと予想される。

2.2 コネクティビティの定義

サステナビリティ関連の情報開示という文脈において、コネクティビティという用語に明確な定義があるわけではない。「つながり」や「結びつき」といった広い概念として位置付けられることがある一方で、一貫性（coherence）や整合性（consistency）がコネクティビティの同義語として用いられることもある²。このほか、サステナビリティ関連情報と財務諸表の関係だけでなく、サステナビリティ関連情報内の関係（例えばコア・コンテンツである戦略とリスク管理の関係）についてもコネクティビティの問題として扱われる（図表2）。

このようにコネクティビティという用語の使われ方は多岐にわたるが、本稿ではサステナビ

図表2 コネクティビティの例



（出所）IFRS S1等をベースに筆者作成

1 ISSBの設立過程では、国際統合報告フレームワークの設定主体であるIIRCとSASB基準の設定主体であるSASBが統合してVRF（Value Reporting Foundation）となり、VRFとCDSB（気候変動開示基準審議会）はそれぞれIFRS財団と統合している。

2 例えば、EFRAG（2024）を参照。

リティ関連の開示情報と財務諸表の間のコネクティビティ（例えば、それぞれの情報の前提となるデータや仮定は整合的か、気候変動などの不確実性は財務諸表でどのように反映されるのか）について主に開示の観点から議論を進める。また、企業に適用される開示規制（特にサステナビリティ関連）は国・地域によって大きく異なるが、本稿では、ISSBの開示基準（以下、IFRS S）に従ったサステナビリティ関連情報と、IASBの会計基準（以下、IFRS）に従った財務諸表の情報（本体および注記）を検討の対象とする³。

3. コネクティビティに関するIASBのプロジェクト

会計基準の設定主体であるIASBは優先事項を決定するアジェンダ協議（第3次）において「気候関連リスクの影響に関する財務諸表の情報が不十分あるいは財務諸表外で提供している情報と不整合に見える場合がある」といった懸念が寄せられたことを受けて、財務諸表における気候関連リスクの影響の報告を改善するためのプロジェクトを2023年3月に作業計画に追加した。その後、気候関連に限らず不確実性全般がプロジェクトの対象とされ、その成果の1つとして2024年7月に公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性（設例案）」（以下、公開草案）が公表された。

3.1 公開草案の概要

公開草案には主に気候関連に焦点を当てた8つの設例が用意されている。各設例では、対象となる企業の事業内容および外部環境等の説明に続いて、当該ケースにおいて関連するIFRSを適用した場合に、主としてコネクティビティの観点から、どのような判断を経て、どのような開示が財務諸表において求められるかが示されている。設例に登場する企業は、GHG排出規制の対象となっている先や、洪水リスクのある不動産で担保された貸付金を有する金融機関など様々である。また、関連するIFRSも「資産の減損」(IAS36)、「金融商品：開示」(IFRS7)など多様である。

なお、公開草案では基準自体の改訂ではなく関連するIFRSへの設例の追加が提案されている⁴。このような設例の拡充によって会計基準の適用面の改善を図っていくというIASBのスタンスの背景には、本プロジェクトにおいて実施したりサーチで得られた以下の結論が影響している（公開草案BC6～BC8）。

- IFRSは、気候関連リスクの影響に関する情報の開示を財務諸表において要求するうえで一般的には十分である。ただし、企業はIFRSを適用するにあたって、いくつかの課題に直面するかもしれない。
- （サステナビリティ関連を含む）一般目的財務報告書の主要な利用者の一部は、財務諸表の目的および範囲を超える情報を必要としている。これらの情報ニーズは、

3 IASBの前身に当たるIASC時代に公表されたIASも含めて会計基準はIFRSと表記する。なお、IFRS財団にISSBが新たに設立されたことに伴い、IASBが公表する会計基準は「IFRS会計基準」、ISSBが公表するサステナビリティ関連財務情報の開示基準は「IFRSサステナビリティ開示基準」が正式名称となっている。

4 「設例」や「結論の根拠」等は基準の付属文書であるが基準の一部を構成するものではない。ただし、本稿では特に断りのない限り「基準」(IFRS、IFRS S)と総称している。

IFRS Sに従って開示されるサステナビリティ関連情報など、他の開示を通じて満たすことができる。

3.2 公開草案のアプローチ

それぞれの設例において財務諸表で求められる開示の内容は、当然ながら前提となっている企業および適用されるIFRSによって異なっている。しかし、公開草案全体に共通するプロセスとして、以下のとおり、①「資産の減損」(IAS36)のような個別のIFRSが定める具体的な開示項目による開示、②「財務諸表における表示及び開示」(IFRS18)のような包括的なIFRSの適用による開示、という2段階の対応が想定されている⁵。

① 個別のIFRSによる開示

公開草案には、サステナビリティ関連の開示および財務諸表作成のいずれの観点からも主要な役割を果たす「不確実性に関する仮定や状況」が個別のIFRSの具体的な要求によって財務諸表で開示される設例が複数用意されている。例えば設例3は、一般に不確実性が高いと言われる将来キャッシュ・フローの見積もりが結果に大きな影響を及ぼす会計基準である「資産の減損」(IAS36)の適用例を示している。

IAS36は、減損テスト⁶の過程で「資産」または「複数の資産で構成される資金生成単位」⁷の回収可能価額（使用価値）を算定するに際して「合理的で裏付け可能な仮定を基礎とした

キャッシュ・フローの予測」を求めている。また、減損損失が認識されたかどうかにかかわらず、資金生成単位に配分された「のれん」等⁸の金額が大きい場合には、回収可能価額の算定に際して用いた仮定や関連する不確実性について以下を含む具体的な開示事項を定めている(IAS36.134)。

- (i) 基礎とした主要な仮定
- (ii) 各々の仮定に割り当てた値を算定した手法
- (iii) 合理的な範囲で主要な仮定に変更が生じたときに減損損失が生じる可能性がある場合には、(a)回収可能価額が帳簿価額を上回っている金額、(b)主要な仮定に割り当てた値、(c)減損損失に至るまでに許容される主要な仮定に割り当てた値の変化幅

設例3では、企業がGHG排出規制の対象となっているため排出枠コスト（排出枠の取得にかかるコスト）に関する仮定がキャッシュ・フローを予測するうえでの主要な仮定に該当し、かつ、多額ののれんを含む資金生成単位に対して減損テストを実施するというケースが想定されている。このため、上記(i)～(iii)の開示項目に対応するかたちで、予測に際して用いられた将来のGHG排出枠の想定価格といった関連情報が開示されるという結論が示されている。つまり、コネクティビティの観点から大きな関心が寄せられる情報が、個別のIFRSの具体的な要求によって財務諸表で開示されるケースである。

5 あくまで相対的な区分であるが、本稿ではIAS36のように適用対象が特定または限定されているIFRSを「個別のIFRS」と呼び、IFRS18 (IAS1)のように、より横断的に適用されるものを「包括的なIFRS」と呼ぶ。

6 減損テストの結果、資産の回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合、差額は減損損失として認識される。

7 他の資産から独立してキャッシュ・インフローを生み出す資産グループ

8 一般に、企業結合の結果として認識された「のれん」は他の資産から生じる将来的な経済的便益を表すものであり、独立したキャッシュ・フローを生み出すことはないため、資金生成単位に配分して減損テストが行われる。

② 包括的な IFRS による開示

公開草案では、上記①のプロセスにおいて開示が求められない場合でも、より包括的な IFRS の適用によって、重要性のあるコネクティビティに関する情報が財務諸表で開示される複数の設例が示されている。そうした包括的な IFRS の典型例は「財務諸表における表示及び開示」(IFRS18)⁹であり、IFRS18は、会計基準が定める具体的な要求事項に準拠するだけでは取引その他の事象および状況が企業の財政状態および財務業績に与える影響¹⁰を財務諸表の利用者が理解するのに不十分な場合に「追加的な開示」の検討を求めている (IFRS18.20)。

例えば、以下のような前提を置いた公開草案の設例 1 では、移行計画によって企業の資産の一部が減損しているかもしれないと財務諸表の利用者が予想する可能性に言及しつつ、「実際には減損が生じておらず財政状態等に影響を与えていない」という情報を省略した場合に利用者の意思決定に影響を与え得るという意味で重要性がある (重要性の定義については後述) と企業が判断した結果、「財政状態等に影響を与えていない旨および理由」を開示するというケースが示されている。つまり、関連する個別の IFRS が定める具体的な開示項目に該当しない場合でも、コネクティビティの観点から生じる疑問や懸念に応える情報に重要性があると判断されれば、IFRS18の包括的な要求によって財務諸表で開示されることが示されている。

- 気候関連の移行リスクに晒されている企

業が今後10年間にわたる GHG 排出の削減を含めた移行計画 (エネルギー効率の良い技術への投資と原料・製造手法の変更) を財務諸表外で開示している。

- 製造設備はほぼ減価償却済みで資産の回収可能価額は帳簿価額を大きく上回っている (減損損失は生じていない) ため、移行計画は当期の財政状態および財務業績 (資産、負債、収益、費用) に影響を与えていない。
- 「有形固定資産」(IAS16), 「資産の減損」(IAS36), 「引当金、偶発負債及び偶発資産」(IAS37) など個別の IFRS の具体的な開示項目は、移行計画に関する情報開示を要求していない。

上述の IFRS18.20 に基づく追加開示以外にも、公開草案には、同じ IFRS18 が別のパラグラフ (IFRS18.41 等) で求めている「情報の分解」や、別の包括的な IFRS である「財務諸表作成の基礎」(IAS8) が求めている「見積もりの不確実性に関する開示」によってコネクティビティに関する情報が財務諸表で開示される設例が複数設けられている¹¹。例えば、公開草案の設例 8 では、気候関連の移行リスクに対する脆弱性が大きく異なる 2 種類の有形固定資産 (GHG 排出が多い設備と少ない設備) を企業が保有する場合、提供する情報の分解によって重要性のある情報がもたらされると判断されれば、個別の IFRS によって求められる情報 (耐用年数、償却率等) が 2 種類の資産に分解して

9 本稿では、原則として、IAS1「財務諸表の表示」に代わって2027年以降に適用されるIFRS18およびIAS8 (IFRS18による改訂後) の該当パラグラフを参照する。

10 後述するとおり、IFRS18が追加開示の検討を要求するのは、将来ではなく当期の財務諸表上の情報 (資産、負債、資本、収益、費用) への影響を理解するのに不十分な場合である。

11 公開草案では、IAS8に基づく開示要求を「general」、IFRS18.20に基づくものを「overarching」と区別して表現しているが、本稿ではいずれも包括的なIFRSによる開示として整理している。

開示されるケースが示されている。また、設例4では、当期の減損テストはクリアしたが期末日以降の展開によっては翌事業年度に減損損失の発生につながる可能性がある場合を想定したうえで、「翌事業年度中に資産および負債の帳簿価額に重要な修正を生じさせる重大なリスクがある仮定や見積もりに関する情報」の開示を求めるIAS8の包括的な要求（IAS8.31A）によって、不確実性に関する一定の情報が開示されるケースが示されている。

4. 公開草案のアプローチの問題点

公開草案で提案されているアプローチを要約すると、コネクティビティに関する情報に重要性があれば、個別のIFRSが定める具体的な開示項目に該当しない場合でも、包括的なIFRSの開示要求がバックストップの役割を果たすため財務諸表で開示されるはず、ということになる。以下では、このアプローチについて、いくつかの観点から検討を加える。

4.1 重要性の判断

包括的なIFRSの1つであるIFRS18（IFRS18.20）は企業の財政状態および財務業績に与える影響を理解するのに不十分である場合に追加開示の検討を求めているが、前述（3.2②）の公開草案の設例1で示された適用プロセスでは追加開示の要否の判断が「当該情報に重要性があるか」という重要性の判断に実質的に置き換えられている。また、IFRS18.20以外の包括的な開示要求（IFRS18.41、IAS8.31A）についても、重要性の有無が追加的な（あるいは分解した）開示の要否に決定的な影響を及ぼしている。つまり、公開草案では、コネクティビティ

に関する疑問や懸念に応える特定の情報が包括的なIFRSの要求によって開示されるかどうかは重要性の定義および判断の問題に帰着することが想定されている。

財務報告における重要性は、IASBの概念フレームワークにおいて「ある情報を省略したり、誤表示したり、不明瞭にした場合に、一般目的財務諸表の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想し得るとき、その情報は重要である」と定義されている。ここでの主要な利用者は現在の（または潜在的な）投資者、融資者、他の債権者であり、かつ、利用者はビジネスおよび経済活動に関する合理的な知識を有しており、情報を入念に検討、分析することが想定されている。

公開草案のアプローチに従えば、これらの定義を踏まえて重要性があると判断された情報は、個別のIFRSによって求められない場合でも財務諸表での開示が求められることになる。しかし、重要性の定義は抽象度の高いものにならざるを得ないほか、公開草案の各設例では、想定された個々のケースにおいて「なぜ重要性があると判断されたのか」よりも、「重要性があると判断されればIFRS18等によって開示が求められる」という構図の説明に重きが置かれている。このため、同種の設例をいくら追加してもコネクティビティに関する疑問や懸念の低減にはつながらない可能性がある。

4.2 基準と実務の乖離

公開草案のアプローチの実効性を評価するうえで、包括的なIFRSの開示要求が実務においてどのように解釈され、適用されているのかという側面は重要である。公開草案には2024年11月の期限までに120を超えるコメントが寄せられたが、

IFRS18の包括的な適用に対しては、「当該要求が本来求めている開示や現在の実務における適用方法を超えているかもしれない」など、設例で示された適用プロセスや結論は実務と異なる可能性があるというコメントが複数寄せられた¹²。

このほか、公開草案のいくつかの設例がIASBの公表文書である「重要性の判断の行使」（実務記述書第2号）を基礎としている点にも留意が必要である。例えば、実務記述書第2号の設例Cでは、炭素系エネルギーの使用に関する規制導入に直面している企業がIAS1.31（改定後のIFRS18.20）の適用および重要性の判断の結果として（IAS36では個別に要求されていない）回収可能価額の決定に使用した仮定の開示が求められているが、この基本的な構図は公開草案の設例1と同じである。このことは、公開草案のアプローチがIASBの従来の考え方と整合的である（新しい提案ではない）ことを示すと同時に、仮に公開草案が最終化されても

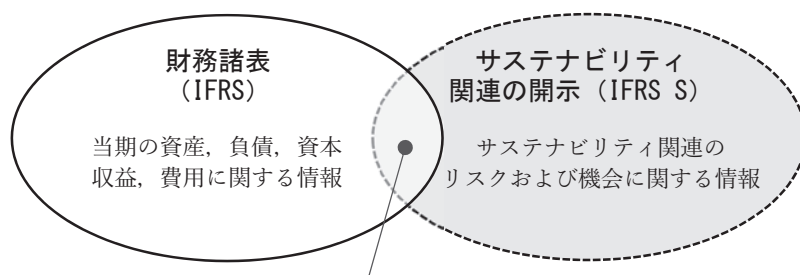
現在指摘されているコネクティビティの問題が今後も実務において解消されない可能性があることを意味する¹³。

4.3 目的の違い

財務諸表の目的が企業の財政状態および財務業績に関する情報を提供することである一方、サステナビリティ関連の開示の目的はサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する情報を提供することである。したがって、ある情報がいくらサステナビリティの観点から重要¹⁴であっても財務諸表（当期の財政状態や財務業績）にとって重要でないと判断されれば、重要性の判断に曖昧さがなく、かつ、IFRS18等の包括的なIFRSの適用に際して基準と実務に乖離がないとしても当該情報については財務諸表での開示を求められない（図表3）。

当然ながら、サステナビリティの観点からは重要な情報が目的の違いにより財務諸表で開示

図表3 目的の違いに起因する提供情報の違い



サステナビリティ関連のリスクおよび機会が、当期の資産等と与える影響に関する情報

（出所）IFRS（2024）、9頁を一部修正のうえ筆者作成

12 寄せられたコメントはIASBのプロジェクト関連サイト（<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/climate-related-risks-in-the-financial-statements/ed-cl-climate-related-uncertainties-fs/#view-the-comment-letters>）から確認できる。

13 実務記述書は強制力のない指針であって基準ではないが、公開草案で提案されている設例も基準の一部を構成しないという点では同じである。

14 IFRS Sにおける重要性の定義は財務諸表における重要性の定義と整合的であり、省略された場合などに主要な利用者の意思決定に影響を与えることが合理的に予想されるかどうか判断基準とされている（IFRS S1.18）。また、主要な利用者として想定されている範囲も同様である（同付録A）。

されないこと自体に問題はない。また、3.1で示したとおり、財務諸表の目的を超える情報に対するニーズは、IFRS Sに従って開示されるサステナビリティ関連情報など他の開示を通じて満たすことができるというのがコネクティビティに関するIASBの基本的なスタンスであり、そのスタンスはwebcast等の媒体を通じても説明されている。しかし、(実務からの乖離が懸念される)包括的なIFRSの開示要求によってコネクティビティに関する情報が財務諸表に開示される設例が複数追加される結果として、IASBの基本的なスタンスとは逆に財務諸表に対する過度な期待が助長されるとすれば、その点は問題となり得るであろう。

5. サステナビリティ開示基準 (IFRS S) のコネクティビティへの対応

ここまで、IASBの公開草案で提案されているコネクティビティへの対応、つまり、会計基準(IFRS)側からの対応を確認してきたが、サステナビリティ関連の開示基準(IFRS S)には財務諸表とのコネクティビティに関して具体的にどのような規定が設けられているのであろうか。以下では、テーマを限定しないIFRS S1を前提に全体像を概観する。

IFRS S1の目的は主要な利用者の意思決定に有用なサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する情報を提供することであり、そのために企業のキャッシュ・フロー、資金調達へのアクセスまたは資本コストに影響を与えると合

理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する情報の開示を求めている。そのうえで、IFRS S1には財務諸表とのコネクティビティを念頭に置いた、あるいは明示した要求事項がいくつか用意されている。

まず、IFRS S1は、コア・コンテンツの1つである「戦略」において、サステナビリティ関連のリスクおよび機会が与える以下の2つの財務的影響について定量的および定性的情報を開示しなければならないと定めている(IFRS S1.34)。

- ① 報告期間における企業の財政状態、財務業績、キャッシュ・フローに与えた影響(現在の財務的影響)
- ② 短期、中期および長期にわたり企業の財政状態、財務業績、キャッシュ・フローに与えることが予想される影響(予想される財務的影響)

このうち①は、当期の財務諸表への影響という意味で直接的に財務諸表とのコネクティビティに関する情報の開示を求めたものとなっている。IFRS S1は、このほかにも翌期中に資産および負債の帳簿価額に重要な修正が生じる重大なリスクがあるリスクおよび機会についても開示を求めている(同35(b))¹⁵。

また、IFRS S1には概念的基礎に関する項目として「つながりのある情報」¹⁶という独立したセクションが用意されている(同21～24)。当該セクションでは、サステナビリティ関連の開示に用いるデータと仮定は財務諸表に用いるものと可能な限り整合していること(重大な差異があればその開示も)や、サステナビリティ

15 IASBの公開草案で示されている包括的な基準の1つであるIAS8 (IAS8.31A等)と同様の要求。

16 SSBJ (サステナビリティ基準委員会) から公表されている日本語訳に従って、ここでは「connection」, 「connected」を「つながり」, 「つながりのある」としている。

関連情報と財務諸表のつながりを理解できるように情報提供することを求めている。なお、つながりのある情報の例として IFRS S1は以下の内容に言及している。

- 企業が特定のサステナビリティ関連の目標にコミットしているが（認識基準を満たしていないため）財政状態や財務業績にまだ影響を与えていない場合、つながりのある情報はその関係を描写する（同 B40(c)）。
- 消費者の変化（例：低炭素代替品の選好）により需要の減少に直面するケースにおいて、主要な工場の閉鎖が資産の耐用年数や減損の評価に与える影響について説明する必要があるかもしれない（同 B44(a)）。

このように、近年になって開発されたサステナビリティの開示基準である IFRS S1には、会計基準である IFRS と異なり、データや仮定の整合性の確保や現在および将来の財務的影響の開示など、サステナビリティ関連情報と財務諸表のコネクティビティを重視した要求事項が複数設定されている。つまり、コネクティビティに関する懸念に応える枠組みが基準として既用意されている。

6. 今後の方向性

6.1 コネクティビティの問題への対応

「目標に向けた移行計画を企業が遂行するうえで、既存の資産に減損損失は生じていないの

か」という典型的なコネクティビティに関する疑問や懸念に対して、会計基準の設定主体である IASB が公開草案において示した回答は「（情報の利用者の予想に反して）減損損失が生じていないという事実や状況が財務諸表における重要性の判断基準を満たす場合には、IFRS18のような包括的な基準によってその旨および理由が財務諸表で開示される」というものであった¹⁷。

しかし、4. で述べたとおり、包括的な IFRS による解決というアプローチには、重要性の判断の難しさ、基準と実務の乖離、財務諸表（IFRS）とサステナビリティ関連情報（IFRS S）の目的の違いに起因する開示情報の違いといった様々な問題がある。また、IASB の公開草案は形式的には気候関連に限定しない不確実性全般を対象としているが、設例のほとんどが気候関連であることから明らかなように気候関連のコネクティビティへの対応という側面が大きい。しかし、将来的に気候関連以外のテーマを対象とした IFRS S が順次開発されるとすれば、追加された開示情報に起因する新たなコネクティビティの問題が生じることも予想される。一方、5. で確認したとおり、サステナビリティ関連情報の開示における全般的な要求事項を定めた IFRS S1には、データや仮定の整合性の確保や、当期だけでなく将来予想される財務的な影響の開示など中長期的なコネクティビティを明示的に意識した要求事項が既に数多く用意されている。

これらの点を踏まえると、コネクティビティの問題に関しては会計基準（IFRS）よりも今後開発されるテーマ毎の個別のサステナビリ

17 IASB は公開草案に寄せられたコメント等を踏まえて最終化（設例の公表）に向けた修正案を議論しているが、本稿が指摘している包括的な IFRS の開示要求による対応という基本的なアプローチに変更は予定されていない。詳細については IASB の 2025 年 5 月、6 月会議の AP14、7 月公表の Near-final staff draft（公開草案の設例 1・2 を統合、5 を削除し、設例 1～8 を 1～6 に再編成）等を参照。

ティ開示基準（IFRS S）による対応を優先する方が効率的かつ効果的であると考えられる。コネクティビティに関する共通の情報ニーズが存在し、かつ、その開示がサステナビリティ関連情報の開示目的に照らして妥当なのであれば、財務的影響の開示等を求めている IFRS S1 の枠組みに沿って、特定のテーマを対象とする個別の IFRS S において具体的な開示項目として定める方向が望ましい¹⁸。なお、気候関連については個別の開示基準である IFRS S2が既に公表されているため、IFRS S2を適用して開示されるサステナビリティ関連情報にコネクティビティの観点から不十分な点があるのであれば、IFRS S2および付属ガイダンス等の見直し（原因が基準と実務の乖離にある場合はその是正）の検討が必要であろう。

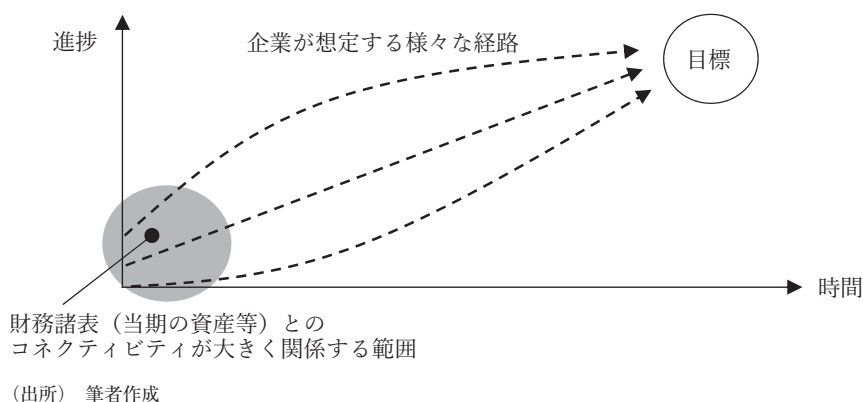
6.2 コネクティビティの問題を越えて

コネクティビティに関する疑問の背景には、「サステナビリティ関連情報として企業が開示

している目標や計画はどの程度信頼できるのか、本当に実現可能なのか」という、企業が提示する将来像そのものに対する根本的な疑問がある場合も少なくない。もちろん、財務諸表とのコネクティビティに関する情報が提供されることで、そうした根本的な疑問が軽減、解消される可能性を否定することはできない。しかし、そもそも財務諸表において開示されるコネクティビティ関連の情報は、その性質上、当期の財政状態および財務業績に係るもの（資産であれば現在所有しているもの）に限定されてしまう¹⁹。このため、例えば既存の設備に減損損失が生じていない理由（ほぼ減価償却済みで帳簿価額が小さい）が開示されたとしても、将来的な新設備の導入、技術革新、予想される市場動向などを含めた中長期的な計画全体の信憑性や実現可能性に関心がある利用者にとっては限定的な情報にならざるを得ない（図表4）。

そうであれば、財務諸表とのコネクティビティという限定的な情報ではなく、例えば

図表4 財務諸表とのコネクティビティと中長期的な計画の関係（概念図）



18 IFRS S1が提示しているのはコネクティビティに関する開示の「枠組み」にとどまるため、開示される情報が形式的なものでなく利用者のニーズに応えるものであるためには、個別の IFRS S における要求事項の定め方が重要になる。

19 減損テストにおいて資産から生じる将来キャッシュ・フローの見積もりが行われることから明らかなように、財務諸表に計上されている資産等に将来に関する情報が反映されていないという趣旨ではない。

IFRS Sが求めるコア・コンテンツの1つである「指標および目標」といった中長期的かつ直接的な情報に焦点を当てるべきであろう。IFRS S1は企業が自ら設定した（あるいは法令によって要求されている）目標がある場合には、その進捗を含めた企業のパフォーマンスを測定し、モニタリングするための指標の開示を求めている（IFRS S1.46）。そうした開示を通じて利用者の根本的な疑問にどの程度応えることができるのか、また、応えるべきなのかを正面から議論することが望ましい。このほか、この問題に関してはサステナビリティ関連の開示情報に求められる保証の内容および水準が決定的に重要であることは言うまでもない。

7. おわりに

ビジネスの将来が不確実性に晒されているのは昔も今も変わらない。しかし、国や地域による程度の差はあるものの、気候変動対応をはじめとするサステナビリティ関連の特定の目標や計画に企業がコミットし、それらを公表することが社会的に、あるいは制度として求められるようになったことは近年における大きな変化である。

コネクティビティの問題に関心が高まっている背景には、その信憑性や実現可能性を確かめる方法の1つとして、監査を含め確立された制度のもとで作成、公表されている財務諸表との整合性を確かめたいというニーズもあろう。企業の目標や計画が現状と大きく離れていたり、法令で定められたもの（企業に選択の余地がないもの）であれば、そうした情報ニーズが高まることは自然なことかもしれない。また、サステナビリティ開示基準の設定主体である ISSB

が同じ IFRS 財団の下に IASB と並列するかたちで設立されたことも、両者が開発する基準に基づいて開示される情報の間のコネクティビティへの関心および要求を高める要素として作用していると思われる。いずれにせよ、サステナビリティ関連情報と財務諸表のコネクティビティの問題については、背景にある関係者の問題意識や情報ニーズを踏まえつつも、両者の目的の違いを十分に認識したうえで「対応すべき問題の範囲」および「適切な解決方法」を検討することが重要である。

参 考 文 献

EFRAG (2024), Initial Paper, *Connectivity Considerations and Boundaries of Different Annual Report Sections*. (https://www.efrag.org/sites/default/files/2024-07/EFRAG%20Connectivity%20Project_WEB.pdf)

IASB (2024), Exposure Draft, *Climate-related and Other Uncertainties in the Financial Statements, Proposed Illustrative Examples*. (<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/climate-related-other-uncertainties-fs/iasb-ed-2024-6-climate-uncertainties-fs.pdf>)

IFASS (2024), Meeting Report, *Report on the International Forum of Accounting Standard Setters (IFASS) 17-19 April 2024*. (<https://www.efrag.org/sites/default/files/sites/webpublishing/SiteAssets/Final%20Report%2017-19%20April%202024%20IFASS%20Meeting.pdf>)

IFRS Foundation (2023), Educational Material, *Effects of Climate-related Matters on Financial Statements*. (<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/documents/effects-of-climate-related-matters-on-financial-statements.pdf>)

IFRS Foundation (2024), Connectivity webcast series, Webcast 1, *IFRS Standards—Complementary and Connected Information*. (<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/resources-for/connectivity/webcast-series-slides/connectivity-episode-1-webcast.pdf>)

(共立女子大学ビジネス学部准教授
公認会計士)